

別表七の二付表一 「連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、令第 155 条の 21 第 1 項及び第 2 項（連結欠損金個別帰属額等）の規定により各連結法人の連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額を計算する場合又は法第 81 条の 9 の 2 第 1 項（特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等連結法人（以下「欠損等連結法人」といいます。）である連結法人が、同項に規定する特定支配日以後 5 年を経過した日の前日までに生じた令第 155 条の 21 の 2 第 5 項各号に掲げる事由に該当する場合において、その連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度ごとに使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結欠損金発生年度」		平成 13 年 3 月 31 日以前に開始した連結事業年度（法第 81 条の 9 第 2 項に規定する政令で定める連結事業年度をいいます。）において生じた連結欠損金額の繰越期間は、5 年間となります。したがって、例えば、平成 20 年 3 月期（平成 19.4.1～平成 20.3.31）は、当該連結事業年度開始の日前 6 年以内に開始した連結事業年度（法第 81 条の 9 第 2 項に規定する政令で定める連結事業年度を含みます。）（平成 13 年 4 月 1 日以後に開始した連結事業年度）において生じた連結欠損金額が繰越控除の対象となりますので、ご注意ください。
「連結法人名」	「連結欠損金発生年度」ごとに、連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算の対象となる連結法人の法人名を記載します。	左記の連結法人には、当期において連結納税の承認が取り消された法人を含みます。
「最初の連結事業年	当期が最初の連結事業年度である場合にのみ記載し	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
<p>「度における調整計算」 の各欄</p>	<p>ます。</p>	
<p>「連結親法人又は法 第81条の9第2項第 2号に規定する連結 子法人の欠損金額等 で連結欠損金額とみ なされるもの1」</p>	<p>次の連結法人の区分に応じ、次の金額（法第81条の9の2第3項に規定する場合に該当する場合の同項に規定する欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を除きます。）を記載します。</p> <p>(1) 連結親法人……法第81条の9第2項の規定により連結欠損金額とみなされる最初の連結親法人事業年度開始の日前7（又は5）年以内に開始した各事業年度において生じたその連結親法人の青色欠損金額（法第57条第2項又は第6項の規定により欠損金額とみなされたものを含み、同条第5項又は第9項の規定によりないものとされたもの及び過去に繰越控除又は繰戻しを受けた金額を除きます。以下同じ。）又は法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額</p> <p>(2) 最初の連結親法人事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に行われた株式移転に係る株式移転完全子法人であった連結子法人（その連結子法人の発行済株式の全部がその株式移転により設立された株式移転完全親法人であった連結親法人によりその株式移転の日からその開始の日まで継続して保有されているものに限り、その株式移転の直前にその連結子法人の発行済株式（その連結子法人が有する自己の株式を除きます。）の総数の50%超の株式が他の法人に直接又は間接に保有されているものを除きます。）……法第81条の9第2項の規定により連結欠損金額とみなされる次の①又は②の金額</p> <p>① その開始の日前7（又は5）年以内に開始したその連結子法人の各事業年度（その株式移転が適格株式移転に該当しないものである場合には、その各事業年度のうちその株式移転の日の属する事業年度前の事業年度を除きます。）において生じた青色欠損金額又は法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額</p> <p>② その開始の日前7（又は5）年以内に開始したその連結子法人（その開始の日にその株式移転（適格株式移転に限ります。）が行われたことに基因して連結納税の承認が取り消された連結親法人であったものに限り、その承認に係る各連結事業年度において生じたその連結子法人の連結欠損</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	金個別帰属額	
<p>「連結親法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額 2」及び「連結親法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額 5」</p>	<p>連結親法人が同一連結グループ外の法人を被合併法人又は分割法人（以下「被合併法人等」といいます。）とする適格合併又は合併類似適格分割型分割（以下「8」欄の記載要領までにおいて「適格合併等」といいます。）を行った場合に次の(1)又は(2)の金額（欠損等連結法人である連結親法人の法第 81 条の 9 の 2 第 2 項第 1 号に掲げる未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額及び連結親法人が同条第 4 項に規定する場合に該当する場合における同条第 2 項第 3 号イに規定する未処理欠損金額又は同号ロに掲げる連結欠損金個別帰属額を除きます。）を記載します。</p> <p>(1) その適格合併等に係る被合併法人等が(2)の被合併法人等以外の法人である場合……その適格合併等の日前 7（又は 5）年以内に開始した各事業年度において生じたその被合併法人等の未処理欠損金額（法第 57 条第 2 項又は第 6 項の規定により欠損金額とみなされたものを含み、同条第 5 項又は第 9 項の規定によりないものとされたもの及び過去に繰越控除又は繰戻しを受けた金額を除きます。以下同じ。）又は法第 58 条第 2 項に規定する未処理災害損失欠損金額</p> <p>④ 未処理欠損金額は、その被合併法人等がその連結親法人との間にその適格合併等の日の属する連結親法人事業年度開始の日の 5 年前の日以後に特定資本関係（法第 57 条第 3 項に規定する特定資本関係をいいます。以下同じ。）が生じている場合で、その適格合併等が共同事業を営むための適格合併等（令第 112 条第 7 項の要件を満たすものをいいます。）に該当しない場合には、法第 57 条第 3 項の規定によりその未処理欠損金額に含まないものとされる欠損金額を除いた金額となります。</p> <p>(2) その適格合併等に係る被合併法人等が他の連結グループの連結法人（その連結法人が連結子法人で、かつ、その適格合併に係る被合併法人の場合には、その適格合併に基因して連結納税の承認を取り消された日が当該他の連結グループの連結親法人事業年度開始の日であるもの）に限ります。また、その連結法人が合併類似適格分割型分割に係る分割法人の場合には、当該他の連結グループの連結親法人事業年度開始の日にその合併類似適格分割型分割</p>	<p>(1) 未処理欠損金額のうち法第 57 条第 2 項又は第 6 項の規定により欠損金額とみなされたもの以外の金額については、適格合併等に係る被合併法人等がその金額が生じた事業年度において青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後の事業年度において連続して確定申告書を提出している場合の金額に限ります。</p> <p>(2) 未処理災害損失欠損金額は、適格合併等に係る被合併法人等がその金額が生じた事業年度においてその金額に係る明細を記載した確定申告書を提出し、かつ、その後の事業年度において連続して確定申告書を提出している場合の金額に限ります。</p> <p>(3) 「2」又は「5」に金額の記載がある場合には、その金額については別表七(一)付表一及び付表二に所要の調整を加えて作成した明細書を添付する必要があります。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>を行ったものに限り。) である場合……その適格合併等の日前 7 (又は 5) 年以内に開始した各連結事業年度において生じたその被合併法人等の連結欠損金個別帰属額</p> <p>(注) 連結欠損金個別帰属額は、その被合併法人等が適格合併等に係る合併法人等 (合併法人又は分割承継法人をいいます。以下同じ。) となる連結親法人との間にその適格合併等の日の属する連結親法人事業年度開始の日の 5 年前の日以後に特定資本関係が生じている場合で、その適格合併等が共同事業を営むための適格合併等 (令第 112 条第 7 項の要件を満たすものをいいます。) に該当しない場合には、令第 155 条の 19 第 8 項の規定によりその連結欠損金個別帰属額に含まれないものとされる金額を除いた金額となります。</p>	
<p>「上記以外の連結事業年度における調整計算」の各欄</p>	<p>当期が最初連結事業年度以外の連結事業年度である場合に記載します。</p>	
<p>「連結法人間の適格合併等による引継額」の各欄</p>	<p>同一連結グループに属する連結法人間において適格合併等が行われた場合に記載します。</p> <p>なお、連結法人のうち「6」に記載すべき被合併法人等が複数あるものについては、「6」には「合計」と記載し、「7」から「9」までの各欄にはそれぞれの被合併法人等の「7」から「9」までの各欄に記載すべき金額の合計額をそれぞれの欄に記載し、その内訳を別紙に記載して添付します。</p>	
<p>「被合併法人等となる連結子法人名 6」</p>	<p>「連結欠損金発生年度」に生じた連結欠損金個別帰属額を有する被合併法人等となる連結子法人の法人名を記載します。</p>	<p>合併法人が合併の日の属する連結親法人事業年度において合併による解散、離脱等の事由により連結納税の承認を取り消された場合には、その合併法人についてはこの欄から「8」までの各欄の記載はしません。</p>
<p>「同上の連結子法人の連結欠損金個別帰属額の前期末の金額 7」</p>	<p>被合併法人等となる連結子法人の有する前期末における連結欠損金個別帰属額を記載します。</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
<p>「同上の連結子法人の最後事業年度等において欠損金額とみなされて繰越控除された金額8」</p>	<p>(1) 「7」に記載した連結欠損金個別帰属額のうち、被合併法人等となる連結子法人の適格合併等の日の前日の属する事業年度において、各事業年度で生じた欠損金額とみなされて繰越控除された金額を記載します。</p> <p>(注) 連結法人が連結親法人事業年度開始の日からその終了の日までの間にその連結法人を合併法人等とする適格合併等を行い、かつ、その適格合併等の日から同日の属する連結親法人事業年度終了の日までの間にその連結法人を分割法人とする分割型分割を行った場合に、その適格合併等に係る被合併法人等の未処理欠損金額でその連結法人の欠損金額とみなされてその分割型分割の日の前日の属する事業年度（以下「分割前事業年度」といいます。）の所得の金額の計算上、損金の額に算入された金額がある場合に、その金額を(1)の金額に含めて記載します。</p> <p>(2) 被合併法人等となる連結子法人が、当期中においてその適格合併等の前にその連結子法人を分割法人とする分割型分割（連結親法人事業年度開始の日に行うものを除きます。）を行っている場合には、各事業年度で生じた欠損金額とみなされてその分割前事業年度において繰越控除された金額を(1)の金額に含めて記載します。</p>	
<p>「離脱等をした連結子法人の連結欠損金個別帰属額の前期末の金額11」</p>	<p>連結子法人が、連結納税の承認を取り消された場合に、その連結子法人の連結欠損金個別帰属額の前期末の金額を記載します。</p>	
<p>「連結欠損金の繰戻し還付の特例の基礎となった連結欠損金額の個別帰属額12」</p>	<p>連結親法人に解散等の事実が生じた場合において、その事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額（(注)1から3まで）に掲げる金額を除きます。以下同じ。）をこれらの連結事業年度前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻して連結法人税の額の還付を請求したときに、その請求の基礎となった連結欠損金額に、その連結欠損金額に係る各連結法人の連結欠損金個別帰属額（法第81条の9第2項の規定により連結欠損金額とみなされた部分の金額を除きます。以下この欄において同じ。）の合計額のうちその基礎となった連結欠損金額に係るそ</p>	<p>左記の解散等の事実とは、次に掲げるものをいいます。</p> <p>① 適格合併による解散及び合併類似適格分割型分割後の解散以外の解散</p> <p>② 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>の連結法人の連結欠損金個別帰属額の占める割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(注)1 法第 81 条の 9 第 1 項の規定により各連結事業年度の連結所得金額の計算上、繰越控除された金額</p> <p>2 法第 81 条の 9 第 4 項の規定によりないものとされた金額</p> <p>3 連結欠損金の繰戻し還付請求書を提出する日の属する連結親法人事業年度開始の日からその還付請求書を提出する日の前日までの間に連結法人が法第 81 条の 9 第 4 項各号（その連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間にその還付請求書を提出する場合には、同項第 4 号を除きます。）に規定する場合に該当する場合の当該各号に定める金額に相当する金額</p>	<p>③ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定</p>
<p>「分割前事業年度において欠損金額とみなされて繰越控除された金額13」</p>	<p>連結法人の分割前事業年度において、各事業年度で生じた欠損金額とみなされて繰越控除された金額を記載します。</p>	<p>繰越控除された金額のうち「8」の記載要領の(2)の「損金の額に算入された金額」がある場合には、その金額を控除して記載します。</p>
<p>「共同事業を営むための適格合併等に該当しないことによりないものとされた連結欠損金額14」</p>	<p>連結親法人と同一連結グループ外の法人との間でその連結親法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下「適格合併等」といいます。）が行われ、かつ、その連結親法人と被合併法人、分割法人又は現物出資法人となる法人との間の特定資本関係がその適格合併等の日の属する連結親法人事業年度開始の日の 5 年前の日以後に生じている場合において、その適格合併等が共同事業を営むための適格合併等（令第 112 条第 9 項により読み替えて適用される同条第 7 項に掲げる要件を満たすものをいいます。）に該当しないときは、令第 155 条の 20 第 2 項の規定によりないものとされる連結欠損金額を記載します。</p>	<p>「14」に金額の記載がある場合には、その金額について別表七(一)付表一及び付表二に所要の調整を加えて作成した明細書を添付する必要があります。</p>
<p>「欠損等連結法人の適用連結事業年度前の連結欠損金額のうち当該欠損等連結法人に帰せられる金額15」</p>	<p>欠損等連結法人の令第 155 条の 21 の 2 第 9 項各号（特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に定める金額のうちその欠損等連結法人に帰せられる金額を記載します。</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結欠損金当期控 除前の調整後の連結 欠損金個別帰属額 18」	次の場合に応じてそれぞれ次により記載します。 (1) 当期が最初の連結事業年度である場合 (3)又は(4) (2) 当期が最初の連結事業年度後の連結事業年度で連 結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整 計算を行うこととなる連結事業年度である場合 (3)又は(17)	

3 根拠条文

法 81 の 9、81 の 9 の 2、平成 16 年改正前の法 81 の 9、平成 16 年改正法附則 14、令 155 の 19～155 の 21 の 2、規則 37 の 3